

## 社団法人 長野市開発公社定款

### 第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 この法人は、社団法人長野市開発公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を長野市大字鶴賀字苗間平1613番地長野市役所内に置く。

### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 公社は、長野市が策定する開発計画にそって積極的に地域の開発を図り、その資源を活用することにより、住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域開発のための調査および実施計画の樹立
- (2) 霊園の造成、分譲および管理
- (3) 地域住民のための保健、レクリエーション、休養等の施設の建設および運営
- (4) 住宅用地等の取得、造成、分譲およびあっせん
- (5) 公共的施設の受託運営
- (6) その他公社の目的を達成するに必要な事業

### 第3章 社員

(社員)

第5条 公社は、公社の目的に賛同し、加入したものをもって社員とする。

(加入)

第6条 公社に加入を希望するものは、書面をもって理事長に申し込まなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申し込みがあったときは、理事会に付議し、理事会が加入の可否を決定するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による決定があったときは、その旨を申込者に通知しなければならない。

(出資金)

第7条 社員は、出資金を示された期限までに払い込むものとする。

- 2 出資金は、1口10万円とし、全額を一時に払い込まなければならない。
- 3 前条第3項の規定により加入が承認されたものは、理事長の指定した期日までに出資金を払い込まなければならない。この場合において、指定された期日までに出資金の払い込みが行われなときは、当該加入の承認はその効力を失うものとする。

(失格)

第8条 社員が次の各号の一に該当するときは、社員としての資格を失う。

- (1) 脱退の申し出をしたとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 解散または死亡したとき

(4) 破産の宣告を受けたとき

( 脱退 )

第9条 社員が脱退しようとするときは、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

( 除名 )

第10条 社員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決をもって除名することができる。この場合において理事長は、当該社員にその旨を通知しなければならない。

(1) 公社の名誉をき損し、または社員としての体面を汚す行為があったとき

(2) 公社の定款に違反し、またはこれに準ずる行為があったとき

( 社員名簿 )

第11条 理事長は、社員名簿を事務所に備え付け、社員に移動があったときは、これを訂正しなければならない。

( 出資金の返還 )

第12条 社員は、その資格を失ったとき、その他いかなる場合においても出資金の返還を請求することができない。

第4章 役員および職員

( 役員 )

第13条 公社に、次の役員を置く。

理事長	1人
副理事長	1人
専務理事	1人
常務理事	1人
理事	16人以内 ( 理事長、副理事長、専務理事および常務理事を含む )
監事	3人以内

( 役員を選任 )

第14条 理事は、総会において社員 ( 法人の場合は、その代表者または役職員。第3項において同じ。 ) および学識経験者のうちから選任する。

2 理事長は、理事のうちから互選により選任し、副理事長、専務理事および常務理事は、理事長が総会の同意を得て選任する。

3 監事は、総会において、社員および学識経験者のうちから選任する。

4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

( 役員職務 )

第15条 理事長は、公社を代表し、総会および理事会の議長となる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長の命により公社の業務を総括し、理事長および副理事長に事故があるとき、または理事長および副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるとき、または専務理事が欠けたときは、その職務を行う。

5 理事は、理事会を構成し、重要な公社の業務を処理する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

( 役員任期 )

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 社員である法人の代表者または役職員の資格において、公社の理事または監事に選任された者は、その者が当該法人の代表者もしくは役職員を退任し、またはその法人が公社の社員たる資格を失ったときは、当然に公社の理事または監事を退任するものとする。

( 任期満了等の場合 )

第17条 役員が任期満了または辞任した場合には、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

( 役員解任 )

第18条 役員任期途中における解任については、第10条の規定を準用する。

( 職員 )

第19条 公社に必要な職員を置く。

2 公社の事務分掌および職員に関する事項は、理事長が定める。

第5章 顧問および参与

( 顧問および参与 )

第20条 公社に、理事会の承認を得て、顧問および参与を若干人置くことができる。

第21条 顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずるものとする。

第6章 会議

第1節 総会

( 総会 )

第22条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき

(2) 社員の3分の1以上、または監事から会議の目的となる事項を示して請求があったとき

4 理事長は、前項第2号の請求があったときは、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

( 招集 )

第23条 総会は、理事長が招集する。

2 総会は、総会を開催する日のすくなくとも5日前までに、総会の日時、場所および会議の目的である事項を明記した書面をもって、社員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要ある場合は、この限りでない。

( 定足数および表決 )

第24条 総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 総会の議事は、出席社員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名および公社の解散は、総社員の

3分の2以上の多数による議決を必要とする。

( 表決権 )

第25条 社員は、各1個の表決権を有する。

2 総会に出席しない社員は、他の社員に表決権の行使を委任することができる。この場合においては、公社に委任状を提出しなければならない。

( 付議事項 )

第26条 この定款に別に定めるもののほか、総会には次に掲げる事項を付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算および収支決算
- (3) 役員解任
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

( 議事録 )

第27条 総会の議事録には、次の事項を記載して、議長および議長の指名する出席社員2名が署名押印のうえ、保存しなければならない。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 社員総数
- (3) 出席社員総数
- (4) 議事の経過
- (5) 議決した事項および賛否数

第2節 理事会

( 招集 )

第28条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、または半数以上の理事の請求があったときに、理事長が招集する。

( 会議 )

第29条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 前項の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第27条の規定は、理事会に準用する。

( 理事会における書面による表決 )

第29条の2 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

( 付議事項 )

第30条 この定款に定めるもののほか、理事会には、次に掲げる事項を付議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他理事長が必要と認めた事項

第7章 資産および会計

( 資産の構成 )

第31条 公社の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 出資金

- (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる果実
  - (5) 補助金、助成金およびその他の収入
- (資産の種類)

第32条 会社の資産は、これを基本財産および運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産で構成され、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得た場合に限りその一部を処分し、または担保に供することができる。

- (1) 別紙財産目録中、基本財産として記載される財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決めた財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。

(経費の支弁)

第33条 会社の経費は、運用財産をもってあてる。

(資産の管理)

第34条 会社の資産は、理事長がこれを管理する。

2 前項に規定する管理の方法は、理事会が定める。

(会計年度)

第35条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第36条 理事長は、毎会計年度の終了後、直ちに次の各号に掲げる書類を作成して、通常総会の開催日前までに監事の監査を受けなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 収支計算書
- (5) 事業報告書

第37条 監事は、前条各号の書類を受理したときは、遅滞なくこれを監査し、意見書をつけて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前条各号に掲げる書類および前項の監事の意見書を総会に提出して、その承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および精算

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第39条 会社は、次の各号に掲げる理由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 主務官庁の設立許可の取り消し

(3) 破産

(清算人)

第40条 会社が解散したときは、理事会で清算人を定める。

(残余財産の処分)

第41条 会社が解散したときの残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て公社と類似の目的をもつ団体または長野市に寄附するものとする。

第9章 雑則

(補則)

第42条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に関し必要な事項については、理事会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、主務官庁の許可を受けた日から施行する。

(設立当初の会計年度)

2 公社の設立当初の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和41年3月31日までとする。

(設立当初の役員の任期)

3 公社の最初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、第2回の通常総会の終了の日までとする。

(経過規定)

4 この公社の創立総会は、第1回の通常総会に代わるものとする。

附 則

この定款は、平成4年9月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年11月7日から施行する。